

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年5月28日 20時58分ごろ
発生場所	千葉県いすみ市太東埼東方沖 太東埼灯台から真方位103° 4.79海里付近 (概位 北緯35° 17.4′ 東経140° 30.5′)
事故の概要	ヨットSU ANは、北東進中、また、漁船天松丸は、南西進中、両船が衝突した。 SU AN は、メインマストに折損等を生じ、また、天松丸は、バルバスバウに破損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年5月29日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A ヨット SU AN、14.00トン なし、個人所有 B 漁船 天松丸、6.4トン CB2-70102（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（ドイツ連邦共和国籍）、操縦免許なし B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A メインマストに折損等 B バルバスバウに破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、両舷灯及び船尾灯を表示し、メインマスト頂部に白色のストロボライトを点灯して約4ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で、自動操舵により帆走中、船長Aが、右舷船首方に接近するB船の灯火を認めたものの、A船の近くを通過するものと思ひ、ほぼ同じ針路で航行した。 A船は、B船が至近に迫り、主機を始動して左舵一杯としたものの間に合わず、B船と衝突した。 B船は、法定の灯火を表示し、約12knの速力で帰航していた。 船長Bは、前路に他船はいないものと思ひ、考え事をしていたところ、衝撃を感じてA船との衝突を知った。
分析	A船は、船長Aが、接近するB船の灯火を認めたものの、A船の近くを通過するものと思ひ、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、衝突を避けるための動作が遅れたものと考えられる。

	<p>B船は、船長Bが、航行の支障となる他船はいないものと思い、考え事をしていて見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船の船長A及びB船の船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、常時、適切な見張りを行うこと。